

(仮訳)

日本産食品の輸入規制及び放射性物質検査証明添付の措置に関する公告

衛生福利部は、科学的実証、国民の健康、食品の安全と安心の保障という原則に則り、2022年2月21日に「輸入検査を停止とする日本産食品の品目及びその生産・製造地域」（すなわち輸入停止に関する規定）を公告し、「特定の日本産食品の輸入に当たって放射性物質検査証明を添付し、検査機関に検査を申請すべきこと」を発表し、本日から有効とする。

衛生福利部は、政府は「科学的検証に立ち戻り、国際的基準より更に厳しい基準で、食品安全を水際でしっかり守る」という3原則及び「『特定地域からの輸入停止』を『特定品目の輸入停止』に変更し、リスクのある品目に対し、2つの証明書（放射性物質検査証明及び産地証明）の提供を求め、福島県等の5県産食品には水際で全ロット検査を行う」という3つの補完的措置により、積極的に万全な食品安全管理を打ち立て、民衆の飲食の安全を守っていくと説明する。

今般の公告は、日本産食品に対する規制措置を、これまでの地域的規制からリスク品目規制に調整するものであり、その内容には以下が含まれる。

1. 輸入検査の停止（すなわち輸入禁止）

- (1) 日本国内で流通が制限されているものは、当然、輸入検査の受付を停止する。
- (2) 野生鳥獣肉：福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県
- (3) キノコ類：福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県
- (4) コシアブラ：福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県

2. 放射性物質検査証明及び産地証明の添付が必要（いわゆる2つの証明書）

- (1) 福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県の輸入解禁品目に該当するもの
- (2) 宮城県、岩手県、山梨県、静岡県で生産・製造されたキノコ類
- (3) 宮城県、岩手県で生産・製造された水産品
- (4) 静岡県で生産・製造された茶類製品
- (5) 宮城県、埼玉県、東京都で生産・製造された乳製品及び乳幼児用食品

前述の措置の調整は、2022年2月8日に予告を行い、各界の意見を聴取し、国家発展委員会公共政策ネット参加プラットフォーム（いわゆる「衆開講」）及び台湾当局関係者のメールアドレス（総統、行政院長、大臣、食品薬物管理署長等のメールアドレスを含む）を通じ、計36件の意見を受け取り、そのうち17件（47.2%）は支持、4件（11.1%）は反対、15件（41.7%）は提案又は草案の内容に関する照会であり、支持者が反対者をはるかに上回っていた。衛生福利部は、これらに全て回答と説明を与えた。

衛生福利部は、製品のリスク及び「食品及び関連商品輸入時検査弁法」の関連規定に則り、引き続き水際でしっかり守り、水際検査で規定に合致するもののみ輸入を認め、検査で規定に合致しないものは、輸入食品の安全を確保するため、全てシッパック又は破棄を求め、国内市場に流入することはないことを強調する。